

# 沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 知事は、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。以下同じ。）の円滑な事業運営や養子縁組の促進を図るため、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱（令和元年12月27日付け子青第1350号。以下「実施要綱」という。）に基づく事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助の対象及び補助金の額)

**第2条** この補助金の補助対象者、補助基準額、及び対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表の2の欄に掲げる補助基準額と3の欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付決定)

**第4条** 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

## (変更交付申請等)

**第5条** 前条の補助金交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行おうとする者（以下「変更交付申請者」という。）は、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金変更交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に必要な書類を添付の上、知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求及び支払い)

- 第6条** 実施要綱2(1)及び(2)に定める事業に対する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、第11条により、実施要綱2(3)に定める事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合、補助金請求書(第7号様式)により補助金を支払うものとする。

### (補助金の概算払)

- 第7条** 知事は、必要があると認める場合においては、補助事業者の請求に基づき、規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知後に概算払をすることができる。
- 2 概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金交付決定通知を受理した日以後に補助金請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

### (変更等承認申請)

- 第8条** 補助事業者は、事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をするときは、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

### (実施状況報告)

- 第9条** 補助事業者は、事業の遂行及び経費の支出状況について知事から要求があった場合は、速やかに沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金実施状況報告書(第5号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

- 第10条** 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の実績について、当該事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金実績報告書(第6号様式又は第7号様式)に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、第8条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から15日以内の実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

### (額の確定等)

**第11条** 知事は、前条の報告を受けたときは、規則第13条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### (交付決定の取消し等)

**第12条** 知事は、第8条第2項の規定により事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第4条の交付決定の内容（第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

### (財産の管理等)

**第13条** 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の取得財産等があるときは、第10条に定める実績報告書に沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金取得財産等明細表（第8様式）を添付しなければならない。

### (財産の処分の制限)

**第14条** 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、知事の承認を受けないでこの補

助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、沖縄県養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事の承認を受けて前項に定める財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

**（帳簿等の整備及び保管）**

**第15条** 補助事業者は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にした関係証拠書類とともに補助対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

**（その他）**

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

**附 則**

**（施行期日）**

この要綱は、令和2年2月20日から施行し、平成31年度予算に関する補助金から適用する。

別表

補助対象者	補助基準額	対象経費
<p>養子縁組民間あっせん機関（事業所の所在地が沖縄県内であるものに限る。）</p>	<p>（１）養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 ア 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 研修受講者 1 人当たり 53,000円</p> <p>イ 第三者評価受審促進事業 1 か所当たり 300,000円</p> <p>ウ 広報活動費 1 か所当たり 300,000円</p> <p>エ 初度調弁費（事業所設置初年度に限る） 1 か所当たり 400,000円</p>	<p>給料、諸手当、賃金、共済費（社会保険料、雇用保険料等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、備品購入費、扶助費等</p>
<p>実施要綱 3（２）に定めるモデル事業を実施できるものと認められた養子縁組民間あっせん機関（事業所の所在地が沖縄県内であるものに限る。）</p>	<p>（２）養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ア 養親希望者等支援モデル事業 1 か所当たり 4,551,000円</p> <p>イ 障害児等支援モデル事業 1 か所当たり 2,942,000円</p> <p>ウ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,072,000円</p> <p>エ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 6,244,000円</p>	
<p>養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った養親希望者（沖縄県内に居住する者に限る。）</p>	<p>（３）養親希望者手数料負担軽減事業 1 人（世帯）当たり 300,000円</p>	

※軽微な変更

（１）当該補助事業の交付を受けた者が行う事業の経費における20%以内の増減の流用